

# 奈良県個人情報保護条例施行規則

〔平成12年9月29日  
奈良県規則第21号〕

改正	平成13年	3月30日	規則第67号
改正	平成15年	9月26日	規則第15号
改正	平成17年	3月29日	規則第30号
改正	平成18年	3月31日	規則第38号
改正	平成26年	3月31日	規則第42号
改正	平成30年	3月27日	規則第30号

## (趣旨)

第1条 この規則は、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号。以下「条例」という。）第2条第2号及び第3号、第5条第3項、第23条第1項、第25条並びに第63条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (個人識別符号)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
  - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
  - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線上の模様
  - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - キ 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (8) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

- (11) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものと除く。）の番号
- (12) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (13) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項及び第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (19) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (29) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

（要配慮個人情報）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（個人情報の本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ウに掲げるものを除く。）
  - ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 個人情報の本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診

断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、個人情報の本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 個人情報の本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 個人情報の本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手續が行われたこと。

（社会的差別の原因となるおそれのある個人情報）

第4条 条例第5条第3項に規定する社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として規則で定めるものは、次に掲げる個人情報とする。

- (1) 人種及び民族に関する個人情報
- (2) 歴史的社会的理由により基本的人権の定着に関する課題を有している地域の出身であることに関する個人情報

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第5条 条例第23条第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスクに記録されている個人情報 次に掲げる方法
    - ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
    - イ 当該個人情報に係る部分を録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の2の項において同じ。）に複写したもののが交付
  - (2) ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている個人情報 次に掲げる方法
    - ア 当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
    - イ 当該個人情報に係る部分をビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表の3の項において同じ。）に複写したもののが交付
  - (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。）に記録されている個人情報 次に掲げる方法
    - ア 当該個人情報を用紙に出力したもの（実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得るために組み合わされたものをいう。次号及び次項において同じ。）により行うことができるものに限る。イにおいて同じ。）の閲覧
    - イ 当該個人情報を用紙に出力したものを複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付
  - (4) 電磁的記録（前号に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）に記録されている個人情報 当該個人情報を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴。ただし、実施機関がその保有するプログラムにより行うができるものに限る。
- 2 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず、当該個人情報を実施機関がその保有するプログラムを用いてフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の4の項ウにおいて同じ。）、光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(費用負担の額)

第6条 条例第25条に規定する規則で定める額は、当該写しの作成に要する費用として、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）及び当該写しの送付に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写しの作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。

(指針の公表)

第7条 条例第56条第2項の規定による指針の公表は、奈良県公報に登載して行うものとする。

(事業者の名称等の公表)

第8条 条例第59条の規定による公表は、事業者の名称又は氏名その他必要な事項の奈良県公報への登載その他知事が適當と認める方法により行うものとする。

(実施状況の公表)

第9条 条例第62条の規定による実施状況の公表は、奈良県公報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書又は図画	ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法により作成した写しの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
2 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの交付	1巻につき、250円
3 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの交付	1巻につき、300円
4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（単色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円
	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの（多色刷りで、A3判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円
	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき、60円
エ 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの交付	エ 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの交付	1枚につき、90円
	オ 光ディスク（日本工業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの交付	1枚につき、110円

	格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができる可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	カ アからオまでに掲げるものの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額